

建築物エネルギー消費性能適合性判定の審査・完了検査手数料（※和歌山市を除く県内全域）
（令和3年4月1日以降受付分より）

建築物エネルギー消費性能適合性判定の審査・完了検査手数料の考え方

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項、第13条第2項、第12条第2項、第13条第3項）

1. 適合性判定の審査

【1.審査手数料】の金額となります。

※別途、建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認の申請に対する【3. 確認手数料】が必要となります。

2. 適合性判定の変更申請又は軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請

変更に係る部分の床面積の2分の1に相当する床面積（床面積の増加に伴う変更にあつては、当該増加に係る床面積を加える）に応じて【1. 審査手数料】に定める金額となります。

3. 適合性判定を受けた建築物に関する完了検査

【2. 適合性判定を受けた建築物に関する完了検査手数料】に、【4. 確認完了検査手数料】を合計した金額となります。

【1. 審査手数料】

「表1」工場等（工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場、と畜場、污水处理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの又はこれらに類するものをいう。表2～4において同じ）以外の非住宅建築物（方法の別がモデル建物法以外の方法に限る）

方法の別	床面積の合計 A (㎡)	手 数 料	
		モデル建物法以外の方法による 認定を受けている場合	モデル建物法以外の方法による 認定を受けていない場合
モデル 建物法 以外の 方法	A < 300	10,000 円	235,000 円
	300 ≤ A < 1,000	17,000 円	295,000 円
	1,000 ≤ A < 2,000	27,000 円	379,000 円
	2,000 ≤ A < 5,000	82,000 円	542,000 円
	5,000 ≤ A < 10,000	130,000 円	667,000 円
	10,000 ≤ A < 25,000	164,000 円	789,000 円
	25,000 ≤ A < 50,000	205,000 円	900,000 円
	50,000 ≤ A	287,000 円	1,122,000 円

備考：1 「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号ロの基準による方法をいう。

2 「モデル建物法以外の方法による認定」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第34条第1項の規定に基づく認定（同条第3項に規定する他の建築物（以下「他の建築物」という。）に係るものに限る。）であつて、審査の方法がモデル建物法以外の方法であるものをいう。

3 床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の増築又は改築を行う場合であつて、基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通省大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法に基づき、一次エネルギー消費量の算定をするときは、当該増築又は改築に係る部分の床面積について算定する。

「表2」工場等以外の非住宅建築物（方法の別がモデル建物法に限る）

方法の別	床面積の合計 A (㎡)	手 数 料	
		モデル建物法による認定を受け ている場合	モデル建物法による認定を受け ていない場合
モデル 建物法	A < 300	10,000 円	90,000 円
	300 ≤ A < 1,000	17,000 円	115,000 円
	1,000 ≤ A < 2,000	27,000 円	150,000 円
	2,000 ≤ A < 5,000	82,000 円	244,000 円
	5,000 ≤ A < 10,000	130,000 円	318,000 円
	10,000 ≤ A < 25,000	164,000 円	382,000 円
	25,000 ≤ A < 50,000	205,000 円	448,000 円
	50,000 ≤ A	287,000 円	581,000 円

備考：1 「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号ロの基準による方法をいう。

2 「モデル建物法による認定」とは、法第34条第1項の規定に基づく認定（他の建築物に係るものに限る。）であつて、審査の方法がモデル建物法であるものをいう。

3 床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の増築又は改築を行う場合であつて、基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通省大臣がエネルギー消費性能を

適切に評価できる方法と認める方法に基づき、一次エネルギー消費量の算定をするときは、当該増築又は改築に係る部分の床面積について算定する。

「表 3」工場等の非住宅建築物(方法の別がモデル建物法以外の方法に限る)

方法の別	床面積の合計 A (㎡)	手 数 料	
		モデル建物法以外の方法による 認定を受けている場合	モデル建物法以外の方法による 認定を受けていない場合
モデル 建物法 以外の 方法	A < 300	10,000 円	24,000 円
	300 ≦ A < 1,000	17,000 円	32,000 円
	1,000 ≦ A < 2,000	28,000 円	44,000 円
	2,000 ≦ A < 5,000	83,000 円	105,000 円
	5,000 ≦ A < 10,000	132,000 円	156,000 円
	10,000 ≦ A < 25,000	166,000 円	193,000 円
	25,000 ≦ A < 50,000	208,000 円	239,000 円
	50,000 ≦ A	291,000 円	330,000 円

備考：「表 1」と同じ。

「表 4」工場等の非住宅建築物(方法の別がモデル建物法に限る)

方法の別	床面積の合計 A (㎡)	手 数 料	
		モデル建物法による認定を受けて いる場合	モデル建物法による認定を受け ていない場合
モデル 建物法	A < 300	10,000 円	19,000 円
	300 ≦ A < 1,000	17,000 円	27,000 円
	1,000 ≦ A < 2,000	28,000 円	39,000 円
	2,000 ≦ A < 5,000	83,000 円	99,000 円
	5,000 ≦ A < 10,000	132,000 円	148,000 円
	10,000 ≦ A < 25,000	166,000 円	184,000 円
	25,000 ≦ A < 50,000	208,000 円	229,000 円
	50,000 ≦ A	291,000 円	318,000 円

備考：「表 2」と同じ。

【 2. 適合性判定を受けた建築物に関する完了検査手数料】

「表 5」適合性判定を受けた建築物

床面積の合計 A (㎡)	手数料
A ≦ 1,000	17,000 円
1,000 < A ≦ 2,000	28,000 円
2,000 < A ≦ 5,000	83,000 円
5,000 < A ≦ 10,000	132,000 円
10,000 < A ≦ 25,000	166,000 円
25,000 < A ≦ 50,000	208,000 円
50,000 < A	291,000 円

備考：表の床面積の合計は、適合性判定を受けた部分の床面積において算定する。ただし、建築物の増築又は改築を行う場合であって、基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法に基づき、一次エネルギー消費量を算定するときは、当該増築又は改築に係る部分の床面積について算定する。

【 3. 確認手数料】

床面積の合計 A (㎡)	手数料 (構造計算あり)	手数料 (構造計算なし)
A ≦ 30	16,000 円	10,000 円
30 < A ≦ 100	24,000 円	14,000 円
100 < A ≦ 200	36,000 円	19,000 円
200 < A ≦ 500	54,000 円	26,000 円
500 < A ≦ 1,000	91,000 円	
1,000 < A ≦ 2,000	140,000 円	
2,000 < A ≦ 5,000	220,000 円	
5,000 < A ≦ 10,000	260,000 円	
10,000 < A ≦ 50,000	390,000 円	
50,000 < A	660,000 円	

【4. 確認完了検査手数料】

床面積の合計 A (㎡)	手数料 (中間検査あり)	手数料 (中間検査なし)
$A \leq 30$	11,000 円	13,000 円
$30 < A \leq 100$	14,000 円	14,000 円
$100 < A \leq 200$	18,000 円	19,000 円
$200 < A \leq 500$	29,000 円	30,000 円
$500 < A \leq 1,000$	49,000 円	50,000 円
$1,000 < A \leq 2,000$	66,000 円	70,000 円
$2,000 < A \leq 5,000$	120,000 円	130,000 円
$5,000 < A \leq 10,000$	160,000 円	170,000 円
$10,000 < A \leq 50,000$	220,000 円	230,000 円
$50,000 < A$	440,000 円	460,000 円